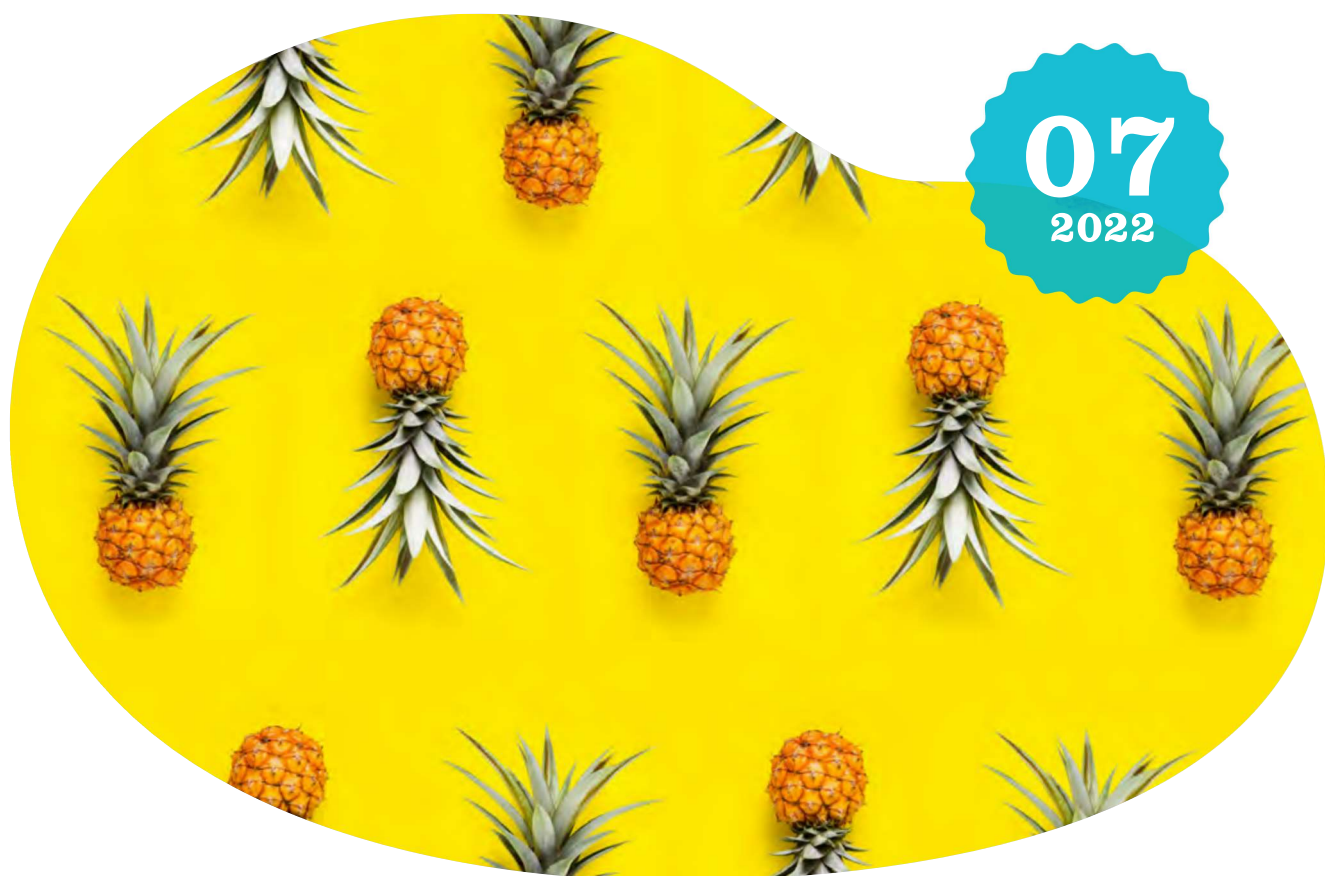


|| サンプル事務所

NEWS LETTER

7月の祝日といえば「海の日」です。内閣府によると、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日なのだそうです。ご存じでしたか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special feature

給与増加分の4割を税額控除！？ 新しい賃上げ促進税制

- ◆ 所得税の予定納税額を減らすには
- ◆ 試用期間の位置づけと設定の留意点
- ◆ 2021年における産業別夏季賞与1人平均支給額

給与増加分の4割を税額控除！？ 新しい賃上げ促進税制

令和4年度税制改正では、中小企業向け・大企業向け双方の給与に関する優遇税制（以下、賃上げ促進税制）が改正されています。特に中小企業向けでは、今回の改正により最大で給与増加分の4割を税額控除できるようになりました。両者の改正後の概要をご案内します。

中小企業向け

中小企業向けの賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、給与総額を一定割合増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税。以下同じ）から税額控除できる制度です。

【令和4年度税制改正の改正内容】

教育訓練費の要件から認定経営力向上計画における経営力向上の証明を廃止するなど、控除率の上乗せ要件を見直した他、賃上げと教育訓練費それぞれに上乗せの控除率を設けて控除率を最大40%まで引き上げた上で、適用期限が1年間延長されました。

大企業向け

大企業向けの賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する企業が、継続雇用者の給与総額を一定割合増加させた等の要件を満たした場合に、雇用者全体の給与増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。

【令和4年度税制改正の改正内容】

新規雇用者が対象の人材確保等促進税制から改組。適用要件を、前事業年度及び適用事業年度のすべての月分の給与等の支給を受けた雇用保険一般被保険者等（継続雇用者）とするなど内容を大幅に見直し、控除率を最大30%とした上で、2年間の時限措置として設けられました。

【賃上げ促進税制の概要（令和4年度税制改正適用後）】

		中小企業向け「賃上げ促進税制」		大企業向け「賃上げ促進税制」	
【適用要件】		雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率1.5%以上		継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上 ＋ 従業員への還元や取引先への配慮を行うことを 宣言していること※1	
【税額控除】		控除率最大40%		控除率最大30%	
■控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 （雇用安定助成金額を除いた増加額が上限）		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 （雇用安定助成金額を除いた増加額が上限）	
■控除率 上乗せ	基本	15%		15%	
	賃上げ	+15%	雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率2.5%以上	+10%	継続雇用者の給与総額： 対前年度増加率4%以上
	教育訓練費	+10%	教育訓練費※2の対前年度増加率10%以上	+5%	教育訓練費※2の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%	

(※1) 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の企業への要件。自社のウェブサイトやホームページ等に宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出

(※2) 教育訓練費の明細書の保存が必要

なお、中小企業向け大企業向けともに、令和4年（2022年）4月1日以後開始事業年度（個人事業主は令和5年分）から適用されます。適用時期にご注意ください。

参考：財務省「令和4年度税制改正」、中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」、経済産業省「大企業向け賃上げ税制ご利用ガイドブック」
他

所得税の予定納税額を減らすには

個人が税務署から通知を受けた税額を、指定された期日までに納める“予定納税”。予定納税はその年の所得税の一部を前もって納める意味がありますが、この税額を減額できる場合があります。

予定納税とは

(1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、その年の復興特別所得税を含めた所得税の一部として納付する制度です。

(2) 予定納税基準額

① 次のすべてに該当する人の予定納税基準額は、原則、**前年分の申告納税額**となります。

- ① 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がない
- ② 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていない
- ③ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていない

② 上記①以外の方は、原則、次の算式により計算した金額が予定納税基準額となります。

(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額)^{※1} - 源泉徴収税額^{※2}

(※1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※2) 除外所得の金額に係るものは除く。

(3) 納付する回数と納期

予定納税額は原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたりは、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、以下のとおりです。

	納期（振替納税日は納期最終日）
第1期分	2022年7月1日～8月1日
第2期分	2022年11月1日～11月30日

予定納税額を減額するには

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、申請を行い承認されると予定納税額が減額できます。この申請を「予定納税の減額申請」といいます。

本年分について申請を行う場合の見積る現況日と提出期限は、以下のとおりです。

減額対象期	見積の現況日	提出期限
第1・2期分	2022年6月30日	2022年7月15日
第2期分	2022年10月31日	2022年11月15日

なお、見積を行うには、計算の基礎となる資料が必要です。早期の帳簿作成が肝要となりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症だけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻下での世界的なインフレや円安によるコスト増など、厳しい経済環境が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

参考：国税庁 HP「タックスアンサー No.2040 予定納税」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2040.htm> 他

試用期間の位置づけと設定の留意点

従業員の採用後に、その能力や適性を判断する期間として試用期間を設ける企業があります。この試用期間の設定には留意点があります。ここでは、その内容を確認します。

試用期間の位置づけ

試用期間は、採用後に自社の従業員として中長期的にふさわしい人材であるかを判断するための期間とされています。試用期間を設定すること自体に法令上の問題はありますが、試用期間内での自由な解雇や試用期間満了による退職とすることはできません。契約を終了するには、相応の理由が求められます。

また労働基準法では、入社後14日以内の従業員は「試みの使用期間中」として解雇予告の適用を除外していますが、この場合であっても自由に解雇ができるわけではありません。

この他一般的に、試用期間は3ヶ月から6ヶ月程度とする企業が多くありますが、試用期間中の従業員の身分は本採用後と比較して不安定なものとなるため、極端に長い期間を設定すると、裁判で無効とされるリスクがあります。

試用期間中の労働条件

従業員の労働条件は、法令に違反しない限り自由に設定することができ、試用期間中について、本採用後と異なる労働条件を設定することも可能です。この場合、求人募集の際にその

内容を明記しておく必要があります。

例えば、試用期間中の労働条件が異なる場合でハローワークへ求人を申し込む際には、試用期間中の労働条件をできる限り詳しく記入することとなっています。

就業規則へ規定すべき事項

試用期間を設定する際には、試用期間に関する事項として、以下のような項目を就業規則に規定しておく必要があります。

- ① 試用期間の目的
- ② 試用期間の長さ
- ③ 試用期間中の賃金やその他の労働条件
- ④ 本採用しない場合の基準
- ⑤ 試用期間の延長に関する事項
- ⑥ 勤続年数の算定にかかる試用期間の取扱い

就業規則にこれらの項目が定められていることを確認するとともに、採用時には試用期間があり、従業員としての適格性等を判断している旨を対象者に説明しておくことが重要です。

試用期間を設定している企業において、その管理ができておらず、知らないうちに試用期間が終了し、自動的に本採用になっていたというケースがあるようです。試用期間を機能させるためには、試用期間が終了する前に直属の上司から従業員の勤務態度をはじめとした適格性等について確認し、必要に応じた教育を行うといった運用をすることもポイントとなります。

2021年における産業別夏季賞与 1人平均支給額

夏季賞与の季節を迎えます。ここでは厚生労働省の調査結果*から、2021年の夏季賞与の支給状況を主な産業別にみていきます。

支給割合は給与1ヶ月程度

上記調査結果から、2021年の支給労働者1人平均支給額などを産業別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の支給労働者1人平均支給額(以下、1人平均支給額)をみると、5~29人は

26.5万円で前年比3.4%の減少、30~99人は33.8万円で前年比0.7%の増加でした。きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月程度です。支給事業所数割合は、5~29人よりも30~99人の方が20ポイント以上高い状況です。

2021年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など (1)

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合 (ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
調査産業計	265,204	-3.4	338,240	0.7	0.96	1.10	61.6	88.0
建設業	338,354	4.4	564,611	-6.5	0.97	1.45	63.9	91.3
総合工事業	301,503	-7.2	510,964	-7.1	0.91	1.36	65.7	88.9
職別工事業	307,042	22.4	347,843	32.4	0.89	0.86	57.6	85.7
設備工事業	423,486	11.1	739,239	-9.8	1.15	1.82	67.8	97.4
製造業	270,397	-0.0	321,913	-0.4	0.90	1.08	63.6	87.7
消費関連製造業	219,700	11.9	232,167	-3.4	0.78	0.86	54.6	80.9
素材関連製造業	282,828	-1.5	356,141	-2.9	0.91	1.18	68.0	93.0
機械関連製造業	304,203	-1.1	354,929	5.0	1.00	1.15	68.6	87.8
食料品・たばこ	236,959	19.1	211,345	-15.7	0.83	0.81	59.0	82.4
繊維工業	161,935	11.4	192,783	18.4	0.67	0.79	37.2	70.4
木材・木製品	196,291	-19.0	325,511	17.0	0.81	1.14	61.6	93.9
家具・装備品	236,462	-26.6	323,622	16.5	0.72	1.02	61.4	85.4
パルプ・紙	164,821	-36.0	344,091	1.7	0.70	1.15	64.5	94.8
印刷・同関連業	170,453	-13.1	265,205	4.2	0.65	0.90	51.3	83.9
化学、石油・石炭	470,618	-16.5	530,482	-2.5	1.31	1.56	74.2	94.4
プラスチック製品	202,908	-21.3	293,107	-1.9	0.72	1.01	61.7	91.7
ゴム製品	295,361	18.6	303,438	17.5	0.89	1.07	88.0	90.2
窯業・土石製品	271,886	2.9	354,691	-3.7	0.93	1.12	75.7	93.3
鉄鋼業	600,454	96.4	391,357	-20.7	1.25	1.27	80.6	95.0
非鉄金属製造業	398,649	161.3	432,644	21.6	1.01	1.34	60.5	96.8
金属製品製造業	242,211	-9.3	309,329	-6.8	0.86	1.09	65.4	91.6
はん用機械器具	346,028	-10.7	360,082	-0.2	1.17	1.20	72.8	93.2
生産用機械器具	256,493	-23.0	426,716	8.2	0.85	1.24	72.2	95.0
業務用機械器具	408,164	19.8	378,004	-13.1	1.27	1.20	68.1	93.3
電子・デバイス	417,271	56.2	309,897	23.3	1.17	1.03	63.8	71.2
電気機械器具	304,242	-2.0	246,932	13.1	1.07	0.94	72.1	94.4
情報通信機械器具	313,398	-38.9	469,458	7.5	0.89	1.36	28.0	80.3
輸送用機械器具	254,608	40.9	348,852	0.8	0.88	1.16	65.0	79.4
その他の製造業	243,283	22.9	305,389	27.1	0.85	1.08	65.8	82.4

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2021年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額(円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
電気・ガス・熱供給等	642,308	6.4	751,588	8.5	1.75	1.81	81.6	93.1
情報通信業	400,402	-0.2	444,922	-10.2	1.13	1.30	56.0	83.3
情報サービス業	422,412	9.8	434,842	-16.1	1.16	1.29	51.0	85.0
映像音声文字情報	238,781	-21.6	375,258	4.2	0.79	1.13	52.2	79.4
運輸業、郵便業	269,126	3.2	338,415	10.9	0.91	1.05	62.4	89.4
道路旅客運送業	113,645	-20.3	190,462	-3.8	0.47	0.77	33.0	68.4
道路貨物運送業	214,676	13.8	322,927	38.0	0.75	0.94	59.3	90.6
卸売業、小売業	287,893	-3.6	308,835	7.2	0.99	1.02	61.9	87.9
卸売業	451,285	-0.7	546,199	3.8	1.30	1.46	72.8	91.6
繊維・衣服等卸売業	219,762	-14.9	256,781	-11.4	0.80	0.86	61.1	78.9
飲食料品卸売業	326,098	-6.3	308,368	8.4	0.96	0.94	61.6	86.0
機械器具卸売業	513,884	-1.9	705,118	-0.9	1.51	1.70	78.9	93.0
小売業	204,887	-1.8	145,655	14.9	0.81	0.69	57.2	85.3
各種商品小売業	40,539	-32.6	119,699	10.1	0.37	0.53	32.4	90.0
織物等小売業	96,192	-26.3	227,277	29.2	0.55	0.98	50.1	34.5
飲食料品小売業	59,704	-39.0	77,181	-6.2	0.44	0.51	35.7	87.5
機械器具小売業	440,525	12.9	436,874	9.7	1.32	1.48	78.7	100.0
金融業、保険業	507,834	-0.9	562,657	5.8	1.61	1.67	86.3	94.1
不動産業、物品賃貸業	445,384	9.6	487,905	11.8	1.33	1.25	75.1	90.0
不動産業	539,250	16.9	423,130	2.8	1.50	1.24	71.4	89.5
物品賃貸業	271,941	-9.5	596,510	23.4	1.04	1.28	82.8	90.9
学術研究等	406,754	6.1	600,032	-6.5	1.17	1.63	72.0	93.0
専門サービス業	404,823	31.1	431,571	-39.2	1.19	1.17	75.2	90.4
広告業	476,899	40.4	284,183	-17.2	1.28	0.74	74.2	81.0
技術サービス業	391,102	-3.5	641,218	7.2	1.14	1.77	68.5	94.2
飲食サービス業等	42,815	-1.0	39,408	-6.5	0.35	0.32	39.4	79.0
宿泊業	101,185	-11.6	69,984	-4.9	0.54	0.45	37.0	53.7
飲食店	28,172	1.9	28,040	-13.2	0.29	0.27	37.0	84.6
持ち帰り・配達飲食	84,577	11.0	93,885	24.8	0.48	0.60	51.0	76.7
生活関連サービス業等	125,711	-28.0	113,445	-4.8	0.58	0.53	35.5	74.6
娯楽業	144,125	-37.4	97,931	-0.9	0.64	0.52	53.8	77.5
教育、学習支援業	329,909	-10.8	560,812	1.7	1.25	1.71	69.3	97.5
学校教育	435,127	-8.3	604,003	0.1	1.52	1.82	86.8	98.9
他教育、学習支援	150,733	-19.1	293,084	1.3	0.92	0.84	55.9	87.5
その他のサービス業	341,587	6.1	284,195	13.2	1.14	0.92	67.9	76.1
廃棄物処理業	320,157	15.3	380,960	-8.2	1.10	1.17	71.8	92.8
自動車整備等	363,540	-15.9	592,829	3.2	1.10	1.61	77.2	91.4
職業紹介・派遣業	266,283	38.7	118,828	-9.6	1.08	0.49	54.7	63.4
他の事業サービス	305,068	11.3	227,814	34.1	1.03	0.77	63.3	73.4

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

支給額は2万～70万円台

産業別の状況を見ると、1人平均支給額の最高は5～29人が60万円を、30～99人は70万円を超えました。きまって支給する給与に対する支給割合は、2ヶ月以上となる産業はあり

ませんでした。支給事業所数割合は5～29人では最高で80%台でしたが、30～99人では機械器具小売業が100%となりました。

コロナ禍での2021年の夏季賞与支給状況は、産業や規模によって様々な結果でした。2022年はどうなるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&tstat=000001011791&cycle=7&year=20210&month=0&tclass1=000001015911&result_back=1&tclass2val=0

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

01 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

02 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

03 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月11日までです。

04 国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請

保険料免除・納付猶予が承認される期間は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を審査し決定されます。

05 熱中症対策

この時季になると、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります。具体的な熱中症対策について、消防庁や環境省の情報も参考にして対策を行いましょう。

06 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握しておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→ 専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→ 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→ 緊急連絡に備えておきましょう。

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	金	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保険の算定基礎届の提出（～7月11日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始 ●令和4年度全国安全週間（～7月7日）
2	土	先負	
3	日	仏滅	
4	月	大安	
5	火	赤口	
6	水	先勝	
7	木	友引	小暑
8	金	先負	
9	土	仏滅	
10	日	大安	
11	月	赤口	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限（1～6月分） ●労働保険の年度更新期限（6月1日～） ●社会保険の算定基礎届の提出期限（7月1日～）
12	火	先勝	
13	水	友引	
14	木	先負	
15	金	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限 ●所得税の予定納税額の減額申請期限（7月1日～）
16	土	大安	
17	日	赤口	
18	月	先勝	海の日
19	火	友引	
20	水	先負	
21	木	仏滅	
22	金	大安	
23	土	赤口	大暑
24	日	先勝	
25	月	友引	
26	火	先負	
27	水	仏滅	
28	木	大安	
29	金	先勝	
30	土	友引	
31	日	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分）（8月1日期限） ●所得税の予定納税（第1期分）（8月1日期限） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故【4月～6月】について報告）（8月1日期限） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで